

《会社設立までの手続きの流れ（発起設立の場合）》

① 会社の基本事項を決めて下さい

面談の際に決定した内容をお伺いします。

目的や機関設計等ご不明な点は、お客様のご希望を詳しく確認しながらご提案いたします。お気軽にご相談下さい。

基本事項：商号

事業の内容（目的）

本店所在地

発起人

各発起人の引受株式数

役員（機関設計）

出資財産の額

株式払込金融機関

事業年度

発行可能株式総数

株式公開の有無



② 会社の各種印鑑を作成して下さい

代表者印は会社設立の登記をする時に必要です。

作成する印鑑（一般的に）：代表者印（印鑑登録する実印です）

銀行印

社印（通常取引で使う印です）

会社名ゴム印



③ 発起人と役員 of 印鑑証明書を手入して下さい

定款認証や会社設立の登記をする時に必要です。

印鑑登録をされていない方は直ちに印鑑登録の手続きを行って下さい。

印鑑証明書が必要な方：発起人 取締役 監査役

必要部数：各1通

代表取締役の方は他の手続きでも印鑑証明書の提出を求められる場合があるので、余分に数枚入手しておくことをお勧めします。



④ 原始定款（案）をご検討下さい

面談で確認した内容に基づき、原始定款（案）を作成、ご提案いたします。



⑤ 定款の認証手続き（公証役場）を代理します

費用：印紙代	4万円（電子定款の場合は不要）
定款認証手数料（公証役場）	5万円
定款謄本費用（3通として）	約2千円



⑥ 株式（資本金）の払い込みを行って下さい

払込みをした銀行通帳のコピーを取って下さい。



⑦ 発起人会を開催し、本店所在地等を決めて下さい

本店所在地決定書、設立時役員選定決議書、就任承諾書、払込証明書、資本金の額計上証明書を作成し、役員の実印を押して下さい。



⑧ 会社設立の登記申請、印鑑届出、印鑑カード交付申請をして下さい

ご本人で申請、あるいは登記の専門家司法書士に代理申請の依頼をします

費用：登録免許税	資本金の額の1000分の7、但し最低額15万円)
登記事項証明書費用（5通として）	5千円
印鑑証明書費用（5通として）	2千5百円



会社設立！

忘れずに、税務署、労働基準監督署等に開業登録をして下さい